

事 務 連 絡

令和 2 年 3 月 6 日

岡山県医薬品卸業協会

岡山県医療機器販売業協会 御中

岡山県保健福祉部医薬安全課

医療施設等への医薬品等の供給に際しての留意点について

このことについて、厚生労働省医政局経済課から別添のとおり事務連絡がありましたので、御了知の上、貴会員への周知をお願いします。

事務連絡
令和2年3月2日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医政局経済課

医療施設等への医薬品等の供給に際しての留意点について

今般、標記について別添のとおり一般社団法人日本医薬品卸売業連合会、一般社団法人日本ジェネリック医薬品販社協会及び一般社団法人日本医療機器販売業協会に通知いたしましたので、ご了知願います。



(写)

事務連絡
令和2年3月2日

(一社) 日本医薬品卸売業連合会
(一社) 日本ジェネリック医薬品販社協会
(一社) 日本医療機器販売業協会

} 御中

厚生労働省医政局経済課

医療施設等への医薬品等の供給に際しての留意点について

医薬品、医療機器、医療材料等（以下「医薬品等」という。）の安定供給については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、厚生労働省として、指定感染症等に指定し、感染拡大防止や患者に対する適切な医療提供体制の確保などの対策を講じているところです。

国内の複数地域で患者が散発的に発生している状況下において、適切な医療を提供するために必要な医薬品等が確実に供給されるよう、貴会におかれましては、下記の点について貴会傘下の会員に対して周知徹底されますようお願いいたします。

記

- 1 医療施設等における新型コロナウイルス感染症対策については、「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月25日付け事務連絡）のとおり、感染経路の遮断の観点から、職員のマスク着用や手洗い、アルコール消毒等を徹底すること、取引業者等との物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことなどの対策を徹底するよう周知されていることを踏まえ、医薬品等の卸売業者において医療施設等への医薬品等の供給に支障を来すことのないよう、事業者各位の自覚と責任において適切に対応されたいこと。
- 2 医薬品等の卸売業者においても、従業員に対し、感染防御のため、医療施設等への訪問や医薬品等の納入時のマスク着用、手洗いやアルコール消毒等を徹底されたいこと。

以上

写

事務連絡
令和2年2月25日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局） 御中
特別区

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

医療施設等における感染拡大防止のための留意点について

医療施設等における新型コロナウイルス感染症対策については、「医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年1月31日付け事務連絡）、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月13日付け事務連絡）、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（その2）」（令和2年2月21日付け事務連絡）などでお示ししているところです。

本日、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が策定され、その中で、今後の健康被害を最小限に抑えるために重要な時期であり、院内感染対策の更なる徹底を図ることとされていることも踏まえ、新型コロナウイルスによる感染の拡大防止の観点から、以下の点に特に留意していただきますようお願いいたします。

記

1 職員等への対応について

- (1) 職員のみならず、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者も含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であり、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月13日付け事務連絡）等を参照の上、対策を徹底すること。

(2) 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。なお、過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。

該当する職員については、管理者に報告し、確実な把握を行うよう努めること。

ここでいう職員とは、医療従事者だけでなく、事務職等、当該医療機関のすべての職員やボランティア等を含むものとする。

(3) 面会については、感染経路の遮断という観点から、感染の拡大状況等を踏まえ、必要な場合には一定の制限を設けることや、面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断るといった対応を検討すること。

(4) 取引業者、委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことや、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断るといった対応を検討すること。

(5) なお、新型コロナウイルス感染症への対応等により一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、当該医師等を医療法施行規則第19条、第21条の2、第22条の2、第22条の6に定める医師等の数の算定に加える取扱いとして差し支えないこと。

2 患者等への対応について

医療機関における新型コロナウイルス感染症の疑いのある人や患者の診療時の感染予防策については、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について(その2)」(令和2年2月21日付け事務連絡)等に基づき、適切に対応すること。